

2022年6月16日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社
(コード番号 3843: 東証プライム市場)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代 表 者 代表取締役社長 CEO 兼 CTO 石田宏樹
問 合 せ 先 取締役グループ経営企画本部長 和田育子
電 話 番 号 03 - 5459 - 0522 (代表)
(URL <https://freebit.com/>)

第22回定時株主総会の開催日程及び定款の一部変更を含む付議議案の 決定に関するお知らせ

当社は、2022年6月16日開催の取締役会において、下記のとおり、第22回定時株主総会の開催日程及び定款の一部変更を含む付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 開催日程

- (1) 開催日時：2022年7月28日（木曜日）午前10時
- (2) 開催場所：渋谷エクセルホテル東急6階「プラネッツルーム」
(東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号)

II. 付議議案

(1) 第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2021年7月28日に公表した新中期経営計画『SiLK VISION 2024』における新規事業への取り組みとして、ブロックチェーンを活用したプラットフォームサービスの提供を企図しており、当該事業の取り組みを拡大するものとして、ブロックチェーンに関連した事業を可能とするための変更をするものです。(変更案第2条37号、38号及び39号)
- (2) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策にも資することで株主様の利益を確保するよう、2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により開催が可能となった、完全電子化による株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款の一部を変更するものです。(変更案第12条第2項)
なお、上記の新設される規定の効力に関する附則も設けており、本附則は効力発生日経過後に削除するものといたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供精度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～36.（条文省略） （新設） （新設） 37. <u>上記2号ないし10号及び18号ないし22号のコンサルティング事業</u> 38. <u>前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務</u> 39. <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～36.（条文省略） <u>37. 電子マネー・暗号資産その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、収納・支払等の代行、資金移動業及び暗号資産交換業</u> <u>38. ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営及び販売</u> <u>39. 上記2号ないし10号、18号ないし22号、37号及び38号のコンサルティング事業</u> <u>40. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務</u> <u>41. 前各号に附帯する一切の事業</u></p>
<p>（招集） 第12条 当社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 （新設）</p>	<p>（招集） 第12条 （現行どおり） <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>変更後定款第12条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日又は変更後定款第12条(招集)第2項の新設に係る定款一部変更についての株主総会決議を得た日のいずれか遅い日を効力発生日とし、本附則第1項は、効力発生日経過後、削除する。</p> <p>2. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>4. 本附則第2項ないし第4項は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	2022年7月28日(木)(予定)
定款変更(第2条、第12条)の効力発生日	2022年7月28日(木)(予定)
定款変更(第14条)の効力発生日	2022年9月1日(木)(予定)

(2) 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、社外取締役出井伸之氏は2022年6月2日に逝去により退任しております。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者】

取締役	石田 宏樹	(現任：代表取締役社長)
取締役	清水 高	(現任：取締役副社長)
取締役	友松 功一	(現任：取締役)
取締役	和田 育子	(現任：取締役)
取締役	吉田 和正	(現任：社外取締役)

(3) 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役篠秀一及び矢田堀浩明は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。監査役候補者は、次のとおりであります。

【監査役候補者】

監査役	篠 秀一	(現任：常勤監査役)
監査役	矢田堀 浩明	(現任：社外監査役)

※ 矢田堀 浩明氏は社外監査役候補者であり、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、当社は独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。

以上